

京都市廃棄物減量等推進審議会

第2回京都市事業系ごみ減量対策検討部会

平成19年8月3日
KKRくに荘 会議室「比叡」

(次 第)

I 開 会 14:30

II 議 事

- 1 事業系ごみ減量対策基礎調査の結果について（報告）
 - (1) 京都市の施設におけるごみ処理の概要
 - (2) 持込ごみの状況
 - (3) 業者収集ごみの組成（速報）
 - (4) 木くず等発生量に占める市の施設での処理率
 - (5) 市内及び市周辺の民間受入施設の状況
 - (6) 他都市の事業系ごみの受入状況
- 2 事業系廃棄物の市の施設での受入のあり方について
 - (1) 持込ごみ減量に関し検討すべき課題

III 閉 会 16:30

【資 料】

資料1-1：京都市の施設におけるごみ処理の概要（18年度）
資料1-2：持込ごみの状況
資料1-3：業者収集ごみの組成（速報）
資料1-4：木くず等発生量に占める市の施設での処理率
資料1-5：市内及び市周辺の民間受入施設の状況
資料1-6：他都市の事業系ごみの受入状況
資料2-1：持込ごみ減量に関し検討すべき課題
資料3：今後のスケジュール
参考資料

京都市廃棄物減量等推進審議会
事業系ごみ減量対策検討部会委員名簿

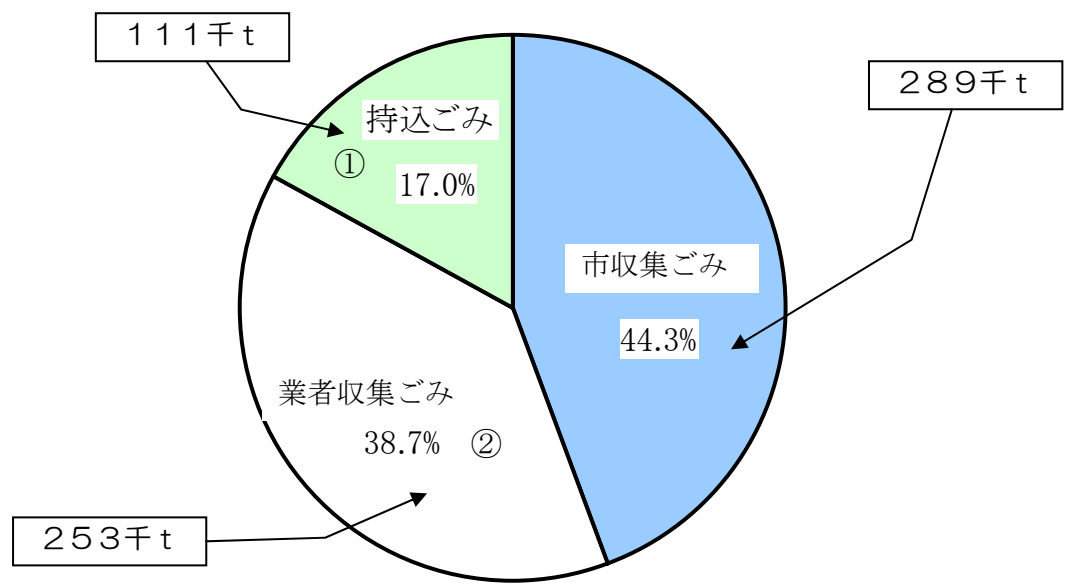
氏 名	役 職 名
あさい としひこ 浅井 利彦	京都工業会 専務理事
いとう よしひろ 伊藤 義浩	京都市小売商総連合会 会長
おくはら つねおき 奥原 恒興	京都商工会議所 専務理事
ぐんじま たかし 郡嶋 孝	同志社大学経済学部 教授
こさか まさひろ 小坂 正浩	京都環境事業協同組合 副理事長
さえき ひさこ 佐伯 久子	京都市地域女性連合会 常任委員
さかい しんいち 酒井 伸一	京都大学環境保全センター 教授
しんかわ こういち 新川 耕市	京都環境事業協同組合 理事長
◎ たかつき ひろし 高月 紘	石川県立大学生物資源工学研究所 教授
まつもと あきみつ 松本 明光	京都商店連盟 総務委員長
みやかわ せいじ 宮川 精慈	日本チェーンストア協会関西支部 参与

（敬称略，五十音順）

◎：部会長

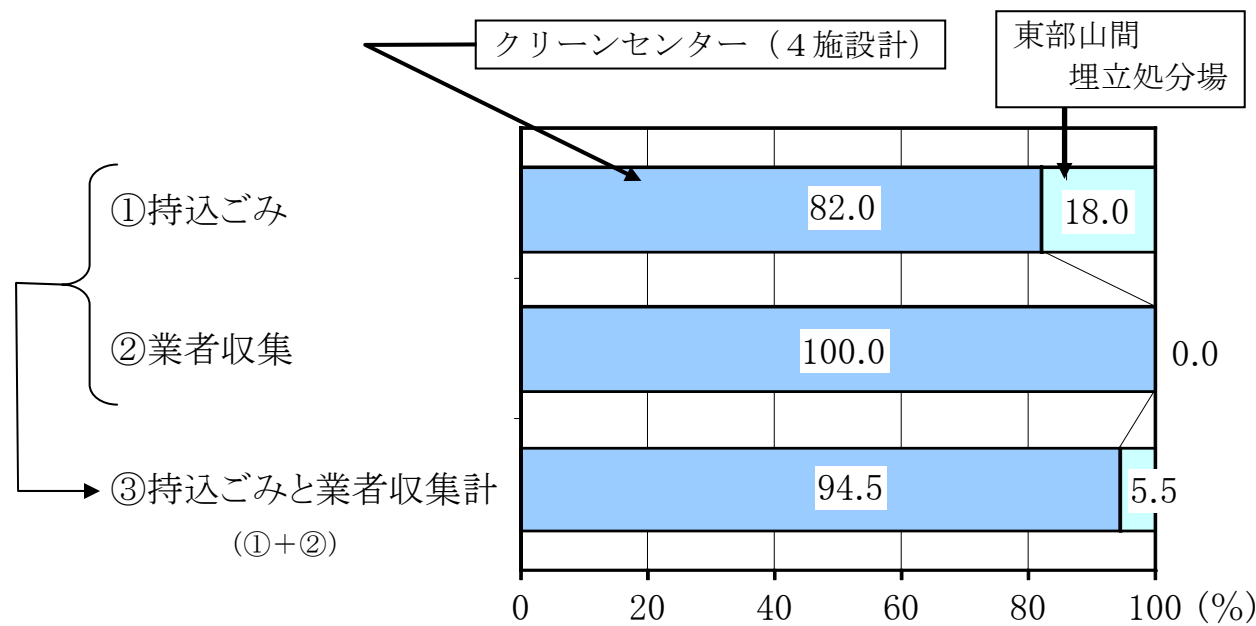
資料１－１：京都市の施設におけるごみ処理の概要（平成１８年度）

１．市施設における搬入形態別ごみ比率



市施設全体での受入量（６５３千ｔ）

２．持込ごみと業者収集ごみの市施設別搬入比率



資料１－２ 持込ごみの状況

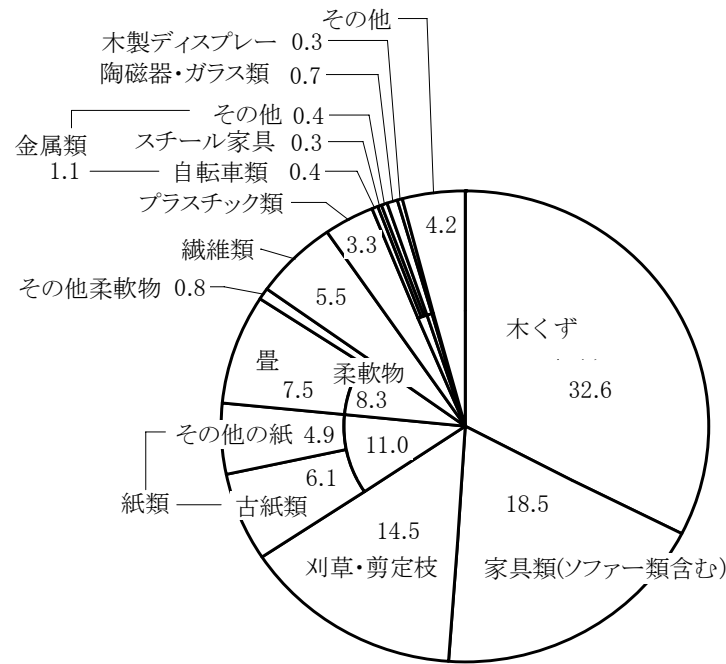
（１）組 成

ア. クリーンセンター

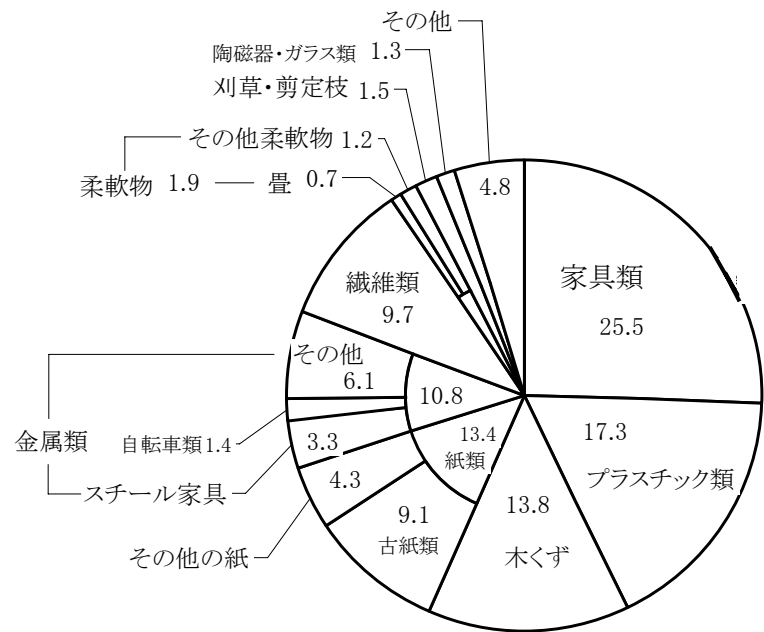
① 組 成（重量割合）

クリーンセンターへ搬入されるごみの組成を見ると，事業者では，木くず，家具類などが多く，一方，市民では，家具類，木くずも多いが，自ら家庭の不用品を捨てに来ることもあり，プラスチック類，繊維類の割合も高い。

<自社及び収集運搬業者による搬入（重量割合）>

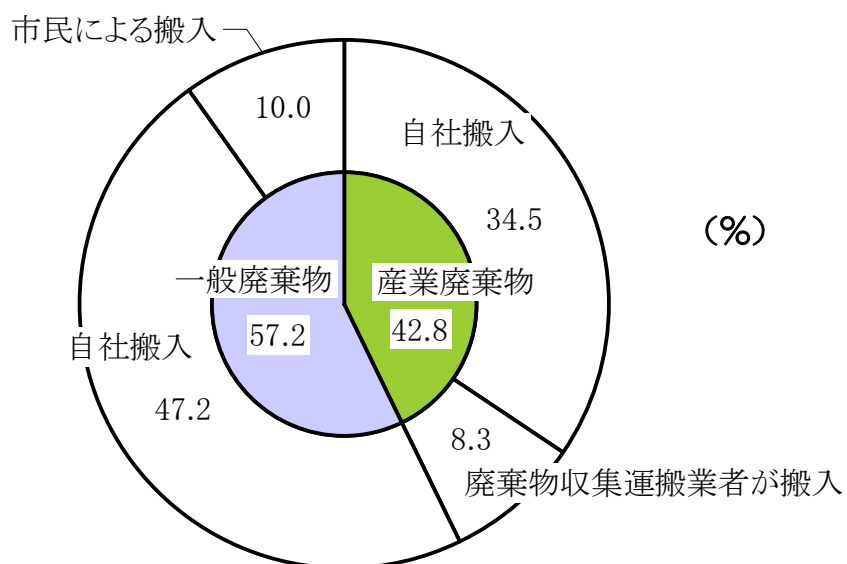


<市民による搬入（重量割合）>



② 産業廃棄物・一般廃棄物比率（重量割合）

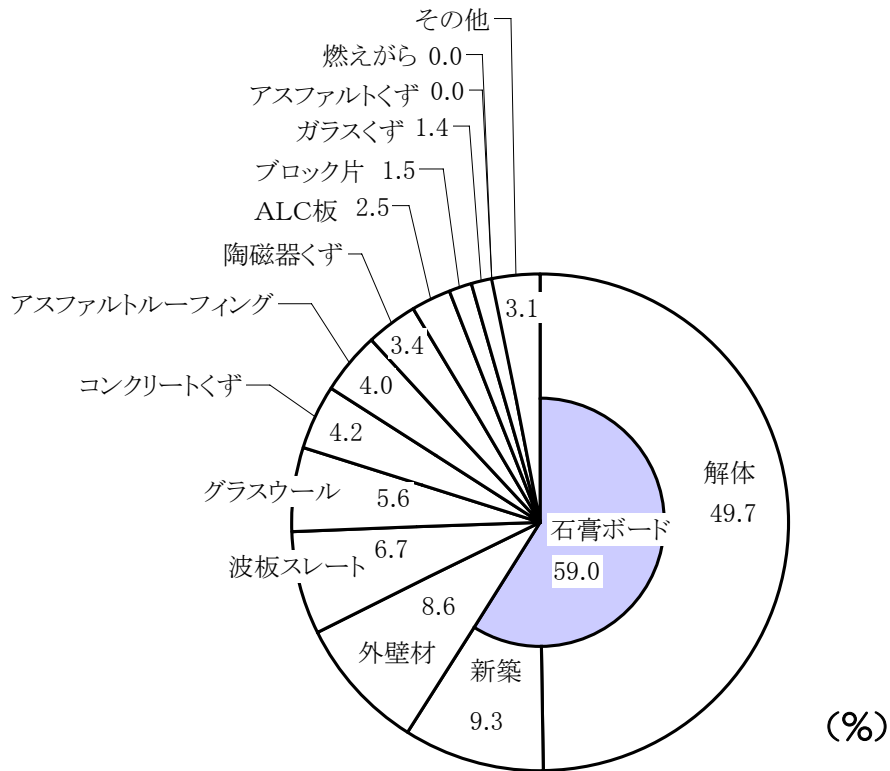
クリーンセンターに搬入される産業廃棄物は、約 43%を占めている。



イ. 東部山間埋立処分場

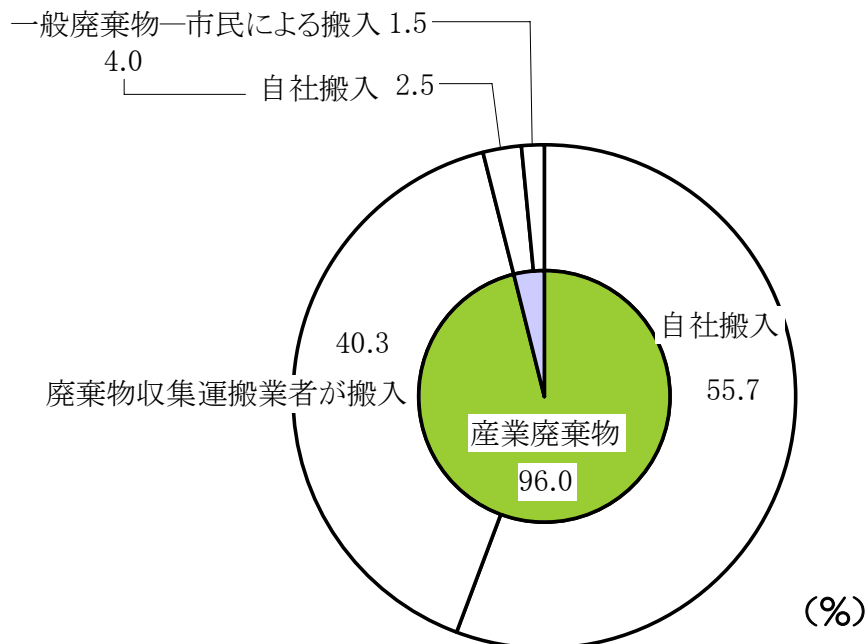
① 組 成（容積割合）

埋立処分場に搬入されるごみのうち、石膏ボードが約 59%を占めており、そのうちの84%が解体系のものである。他に、外壁材、波板スレート、アスファルトルーフィングなどの建築資材も多い。

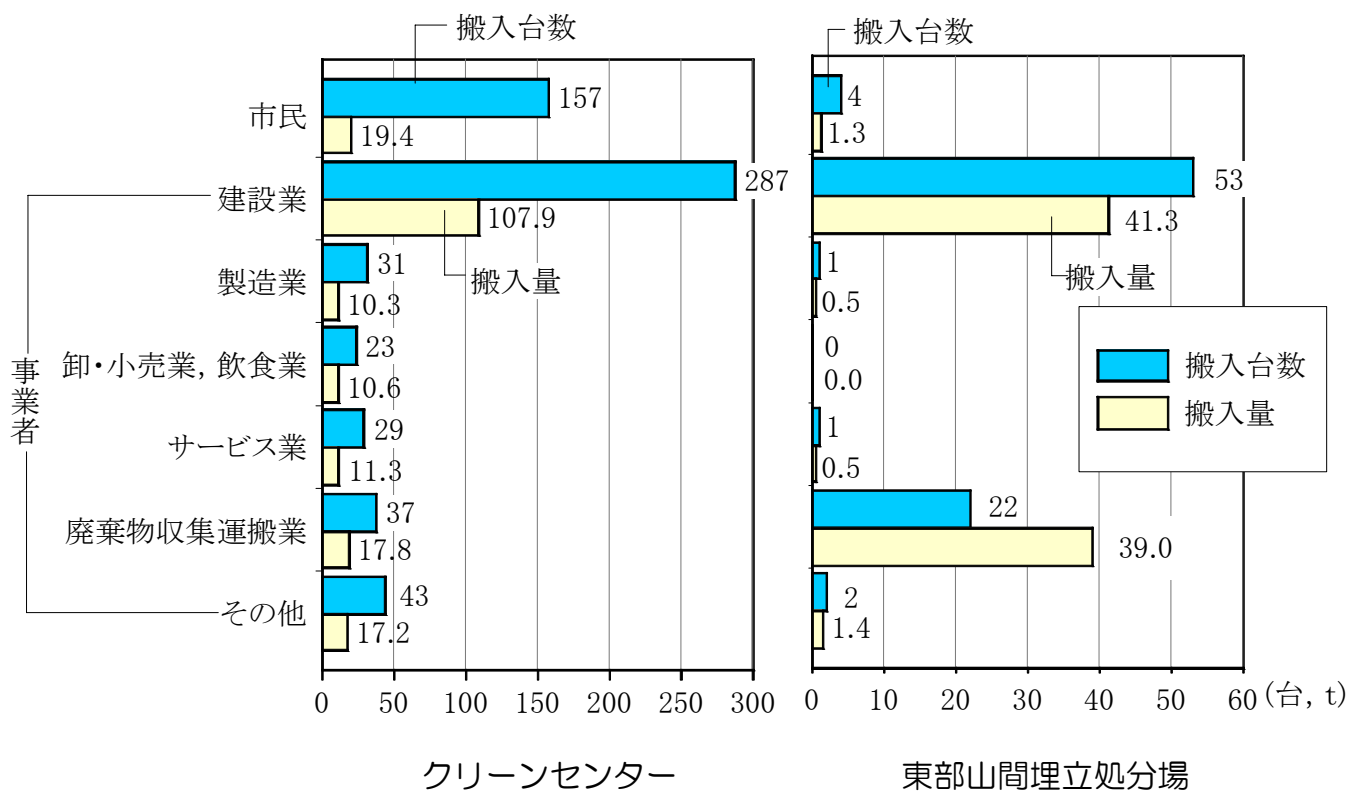


② 産業廃棄物・一般廃棄物比率（容積割合）

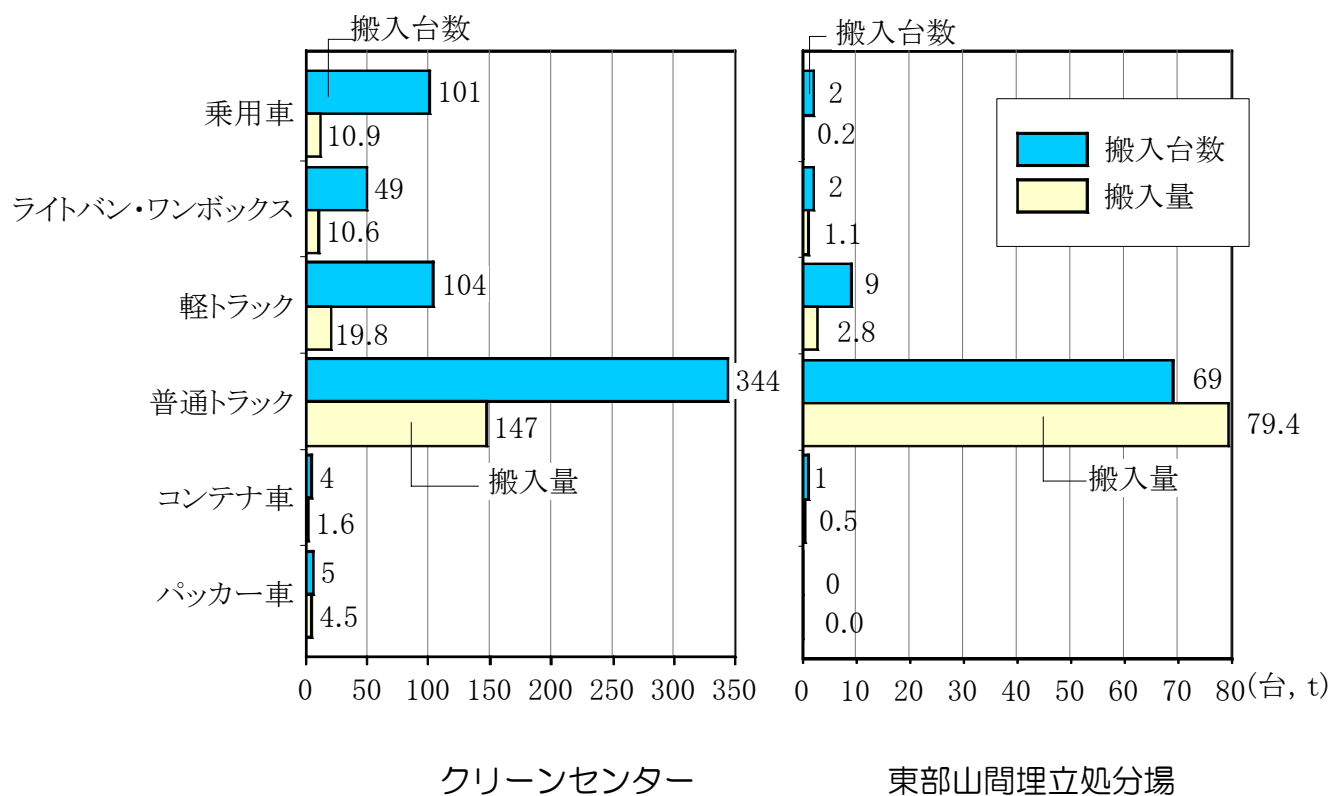
東部山間埋立処分場に搬入されるごみのうち、約 96%が産業廃棄物である。



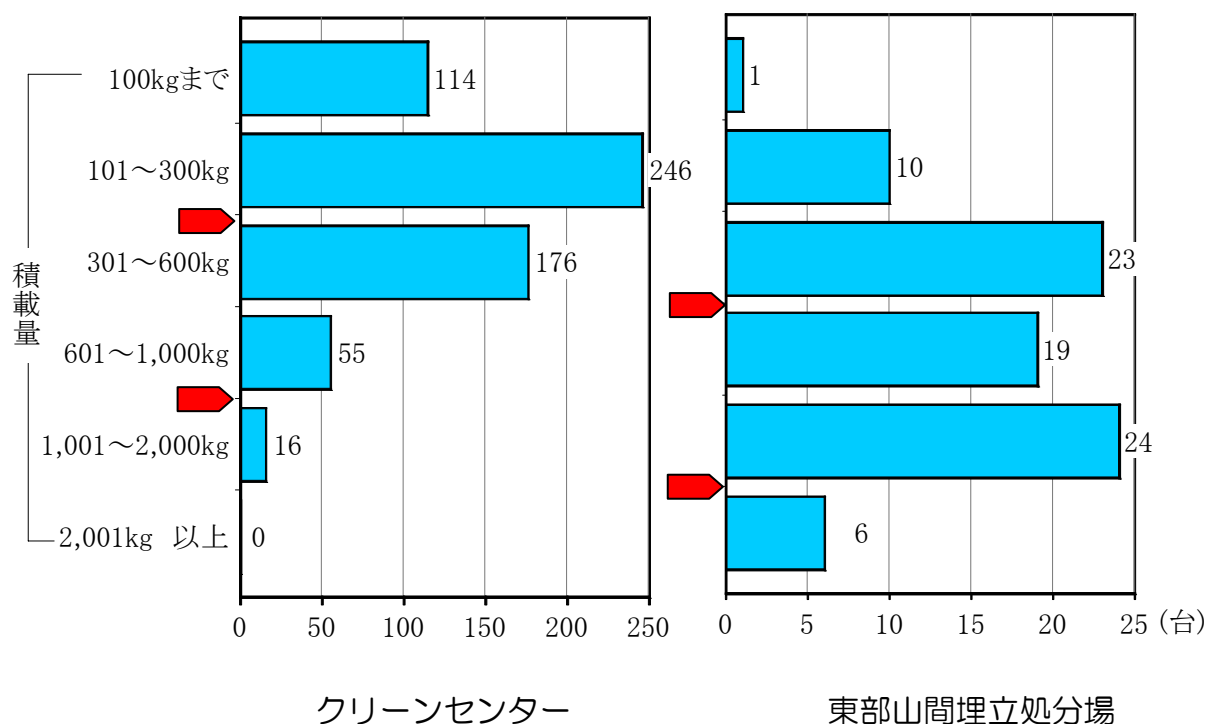
(2) 業種別搬入台数・量（調査日1日あたり）



(3) 車種別搬入台数・量（調査日1日あたり）

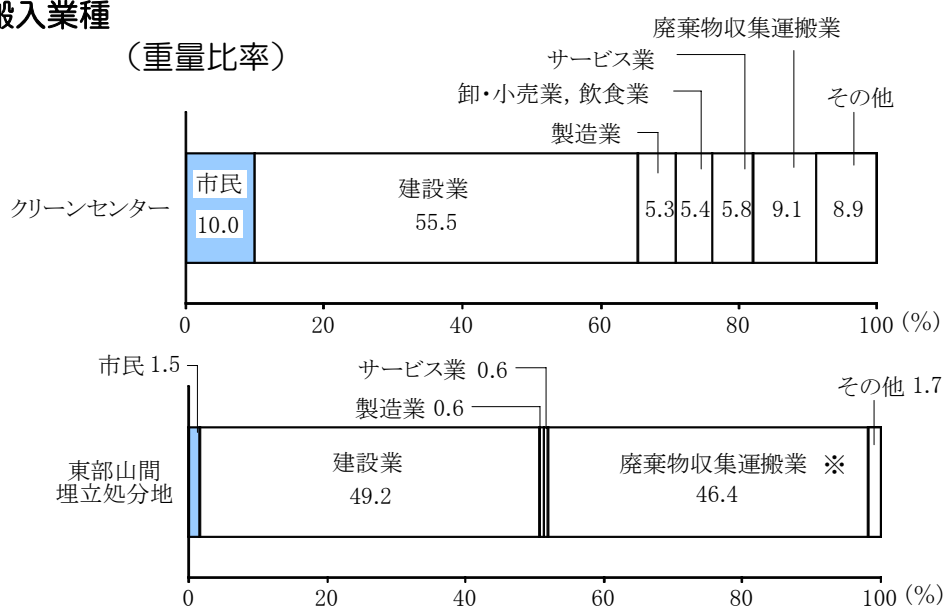


(4) 積載量別の搬入車両台数



(5) 搬入業種

(重量比率)



(※) 廃棄物収集運搬業者の持込ごみの内訳 (複数回答)

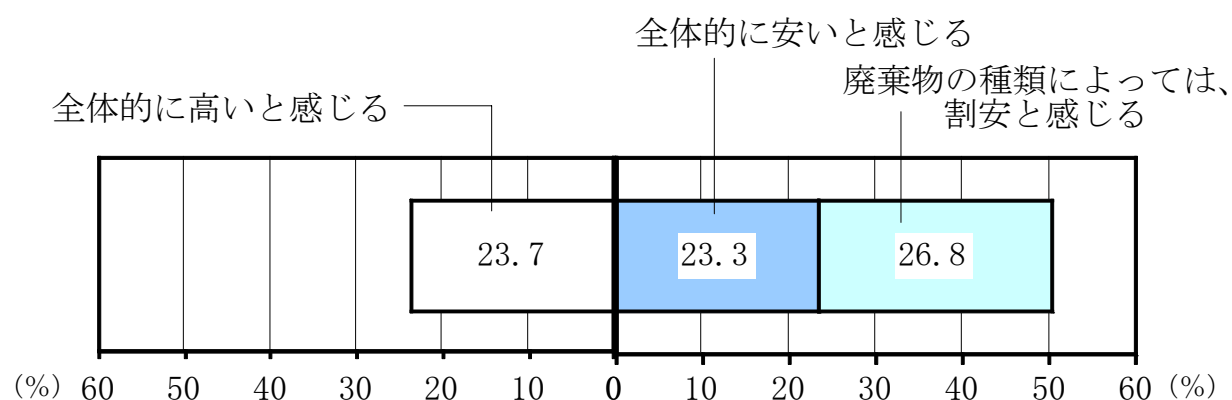
ごみの発生過程	回答割合
建設工事現場ごみ	66.7%
改装, リフォーム	19.0%
家屋解体	4.8%
その他, 不明	14.8%
合 計	100.0%

持込ごみ搬入者へのヒアリング調査結果より

3. 持込ごみ搬入者の意向調査結果

(1) 受入手数料について

〈全体的な受入手数料の設定について〉



〈割安と感じる主な廃棄物の回答割合〉

品 目	回答率	市処理料金	民間料金（平均）	
			（円/kg）	（円/m ³ ）
断熱材	54%	〔クリーンセンター〕 300kgまで : 10円/kg 301kg～1,000kg : 14円/kg 1,001kg～ : 18円/kg 【例】1 t 搬入の場合：12,800円	65	9,000
石膏ボード	31%		29	12,000
畳	26%		35	1,000円/枚
剪定枝等	23%	〔東部山間埋立処分場〕 600kgまで : 12円/kg 601kg～2,000kg : 16円/kg 2,001kg～ : 20円/kg 【例】1 t 搬入の場合：13,600円	26	—
家具	20%		19	7,000
建具	20%		21	7,000
建設木くず	14%		18	6,000

※対象品目を搬入している事業者等を母数に割合を算出

※剪定枝の容積当たりの民間料金は1事業場からのデータのため無掲載

(2) 持込ごみ搬入者のごみ削減に関する主な自由意見（要約）

（カッコ内数字は同様意見の数）

<受入料金に関する意見>

- 料金体系の改善（10kg 単位等） 家具 1 つで 1000 円は高すぎる。（5）
- 廃棄物の処理施設がなく、民間施設は高すぎる。（2）
- 削減方法で、まず、価格の値上げでは解決にならない。
- 搬入手数料の値上げは、市の施設への搬入は削減されるが、民間施設に行くだけで削減にはならない。（2）
- クリーンセンターへの搬入手数料をもう少し上げてほしいと思う。
- クリーンセンターは手数料が大変安いので助かる。
- 受入単価の累進性を緩めて欲しい。

<受入制限に関する意見>

- 削減もいいが、捨てる所を無くすると不法投棄が多くなるので公共の処分施設は必要（4）
- 量の制限や、手数料が高くなる事は仕方が無いが、なるべく多くの種類を受入れて欲しい。受入拒否するものは受入施設を紹介すべき。（3）
- 木材などは少しでもリサイクル業者に持って行っているが、処分不可能なものは市で処分すべき。（3）
- 持込ゴミの一台あたりの量を 1 立法メートル以内に制限しているが、軽トラックでもその 3 倍程度は積める。何度も往復することは、かえって余分なガソリンを消費し、温暖化防止に逆行

<処理方法に関する意見>

- 処分のことを考えて生産すべき。ごみは必ず出るので、リサイクル出来る物はきっちり分けて搬入すべき。ごみを最小にして搬入させていただくということが、みんなに広まり、リサイクル施設が充実すれば、削減できるのではないか。
- 造園業をしており、剪定ゴミを 4 年前よりチップ機を入れてリサイクルし、約 50%削減できている。
- まだまだ使える物が大量に処分されており、もったいなく思う。見えそうな家具類をはじめ、木材の切端などを仕分けし、リサイクル品として販売してはどうか？
- かつて大量の書類をクリーンセンターに捨てていたが、最近は古紙回収業者に頼みコストを削減している。
- かんなくず、のこくずを以前は公衆浴場が油の代わりに利用していた。
- 一般業者、市民に対しては分別、持ち込みについて厳しいが、事業系一般廃棄物のパッカー車のごみもきっちり分別してリサイクルすべき。
- 有料でもよいので、リサイクル出来る物は分類して製造メーカーに引き取ってもらうべき。

<市による施設整備>

- 京都は造園業者が多く剪定枝を燃やすことは時代遅れ。市営のチップ化施設を検討してほしい。（3）
- 家庭で出るものは、リサイクルなどができるようシステムを市が整備してほしい。
- 埋立ごみは細かく粉碎し、埋立用資材販売しても良いのではないか。
- 細分別を徹底して市施設内で再利用（堆肥化、舗装材等）

資料１－３：業者収集ごみの組成（速報）

〔業種別ごみ質（重量割合）〕

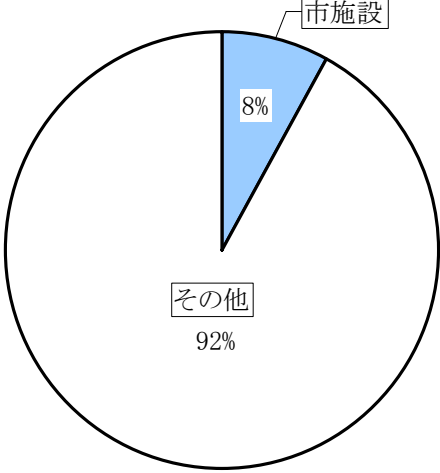
大分類	小分類	紙類	プラスチック類	繊維類	ゴム類	皮革類	ガラス類	金属類	陶磁器類	（流出水分含む） 厨芥類	木片類	草木類	その他	合計
建設業	建設業	38.4	25.1	0.1	1.9	0.0	0.0	3.3	0.5	1.0	1.4	27.0	1.3	100.0
製造業	食品製造業	16.9	7.4	0.9	0.2	0.0	1.3	2.4	0.2	66.9	2.3	0.0	1.5	100.0
	機械器具製造業	60.7	23.7	4.3	0.6	0.0	0.6	3.1	0.0	4.0	2.4	0.1	0.5	100.0
	その他の製造業	36.4	18.0	6.2	0.7	0.5	0.2	0.6	0.0	6.3	28.8	0.1	2.2	100.0
卸売業	食品卸売業	24.2	15.8	0.1	0.3	0.0	0.6	1.4	0.0	55.9	0.4	0.0	1.3	100.0
	その他の卸売業	66.1	13.7	7.8	0.2	1.1	0.9	2.2	0.0	6.9	0.2	0.0	0.9	100.0
小売業	中規模食品スーパー	7.3	19.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	73.2	0.0	0.0	0.3	100.0
	大規模食品スーパー	21.7	14.9	0.8	0.3	0.0	0.6	0.9	0.0	55.9	1.8	2.4	1.2	100.0
	コンビニエンスストア	25.4	16.0	0.3	0.1	0.0	12.8	8.0	0.0	34.6	0.3	1.0	1.5	100.0
	その他の小売業	25.7	3.6	2.1	0.2	0.3	1.2	0.8	0.2	49.4	0.2	16.0	0.3	100.0
	家電量販店	68.2	23.1	0.2	0.1	0.0	0.0	1.1	0.0	2.8	0.5	0.0	4.0	100.0
	ホームセンター	44.7	31.6	1.6	0.0	0.0	0.4	1.0	0.0	2.7	0.5	6.6	10.9	100.0
飲食業	ファーストフード	49.9	18.3	1.2	0.0	0.0	0.0	1.4	0.1	26.1	2.3	0.0	0.7	100.0
	レストラン	27.3	10.2	0.7	0.0	0.0	1.0	0.8	0.2	56.4	2.5	0.4	0.5	100.0
	ファミリーレストラン	22.0	17.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.8	0.0	55.2	4.2	0.0	0.6	100.0
	飲食ビル	21.5	10.8	0.7	0.2	0.1	0.2	1.3	0.2	57.5	3.3	2.2	2.0	100.0
	軽食店（喫茶店等）	32.6	10.9	3.0	0.1	0.2	2.2	3.2	1.0	40.0	3.2	0.1	3.5	100.0
事務所	事務所	61.9	14.0	1.6	0.0	0.4	0.3	1.5	0.0	13.2	0.8	4.2	2.1	100.0
	事務所ビル	70.7	13.8	0.2	0.1	0.0	0.3	2.5	0.0	8.0	0.8	0.8	2.8	100.0
宿泊業	中規模ホテル	40.7	9.3	0.9	0.0	0.0	0.9	1.7	0.0	44.4	1.3	0.1	0.7	100.0
	大規模ホテル	37.5	15.3	2.2	0.0	0.0	3.6	3.3	0.0	33.8	1.2	0.6	2.5	100.0
医療施設	病院	53.9	15.1	3.8	2.4	0.3	1.3	1.6	0.0	15.4	0.8	3.3	2.1	100.0
	老人ホーム	57.9	6.4	2.2	1.2	0.0	0.1	0.5	0.5	30.4	0.2	0.1	0.5	100.0
教育施設	小中学校	20.7	5.3	1.2	0.0	0.0	0.2	0.4	0.2	52.0	0.5	15.4	4.1	100.0
	大学	62.3	17.6	1.7	0.1	0.0	0.4	3.1	0.0	11.6	0.8	1.3	1.1	100.0
	大学（食堂）	33.5	11.4	0.1	0.0	0.0	0.2	0.8	0.0	47.3	6.4	0.0	0.3	100.0
サービス業	駅	60.9	14.2	0.5	0.1	0.0	3.8	4.5	0.0	14.2	0.4	0.0	1.4	100.0
	パチンコ店	21.0	15.9	3.4	0.5	0.0	4.2	24.1	0.0	15.3	0.4	0.1	15.1	100.0
	作業的サービス（外資会社、GS等）	49.7	14.2	11.7	0.9	0.1	1.5	6.7	0.0	9.6	0.8	0.1	4.7	100.0
	その他のサービス	36.5	13.7	2.4	0.2	0.0	1.9	5.5	0.0	14.9	0.7	10.7	13.5	100.0

 50%以上のもの

資料１－４：木くず等の発生量に占める市施設での処理率

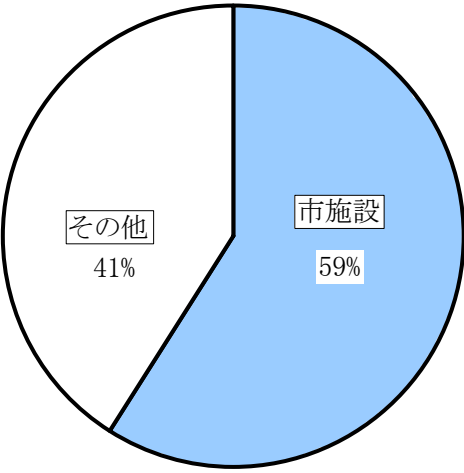
（１） 木くず

市内木くず発生量＝65千 t /年（平成 13 年度 産業廃棄物実態調査）



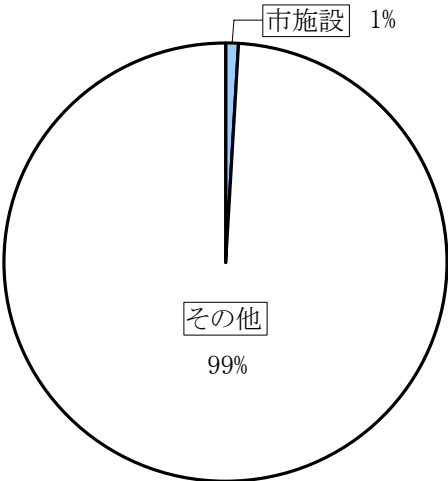
（２） 石膏ボード

市内石膏ボード発生量＝15 千 t /年（全国発生量からの推計）



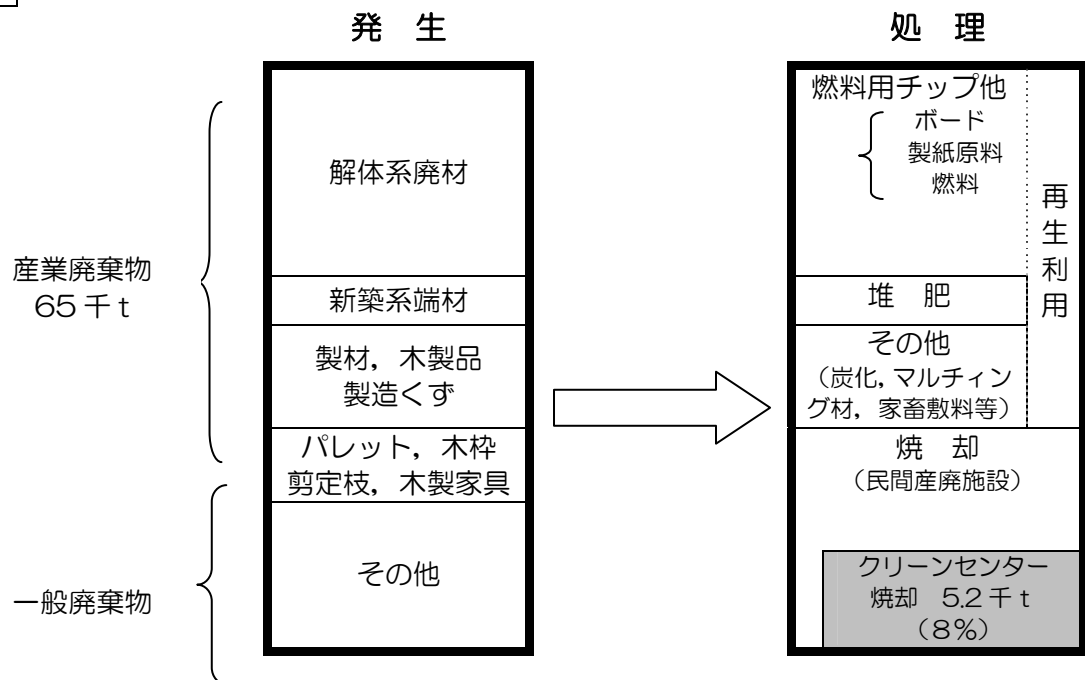
（３） がれき類

市内がれき発生量＝627千 t /年（平成 13 年度 産業廃棄物実態調査）



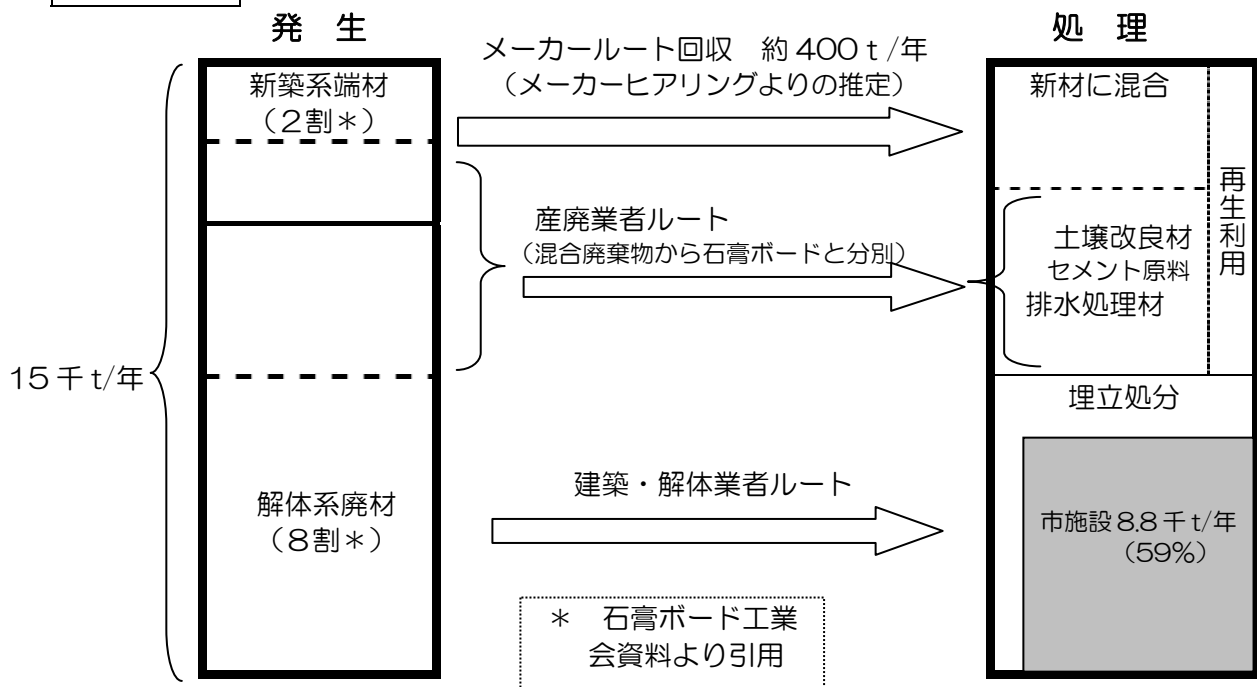
〈参 考〉一般的な木くず等の処理の流れ

木くず

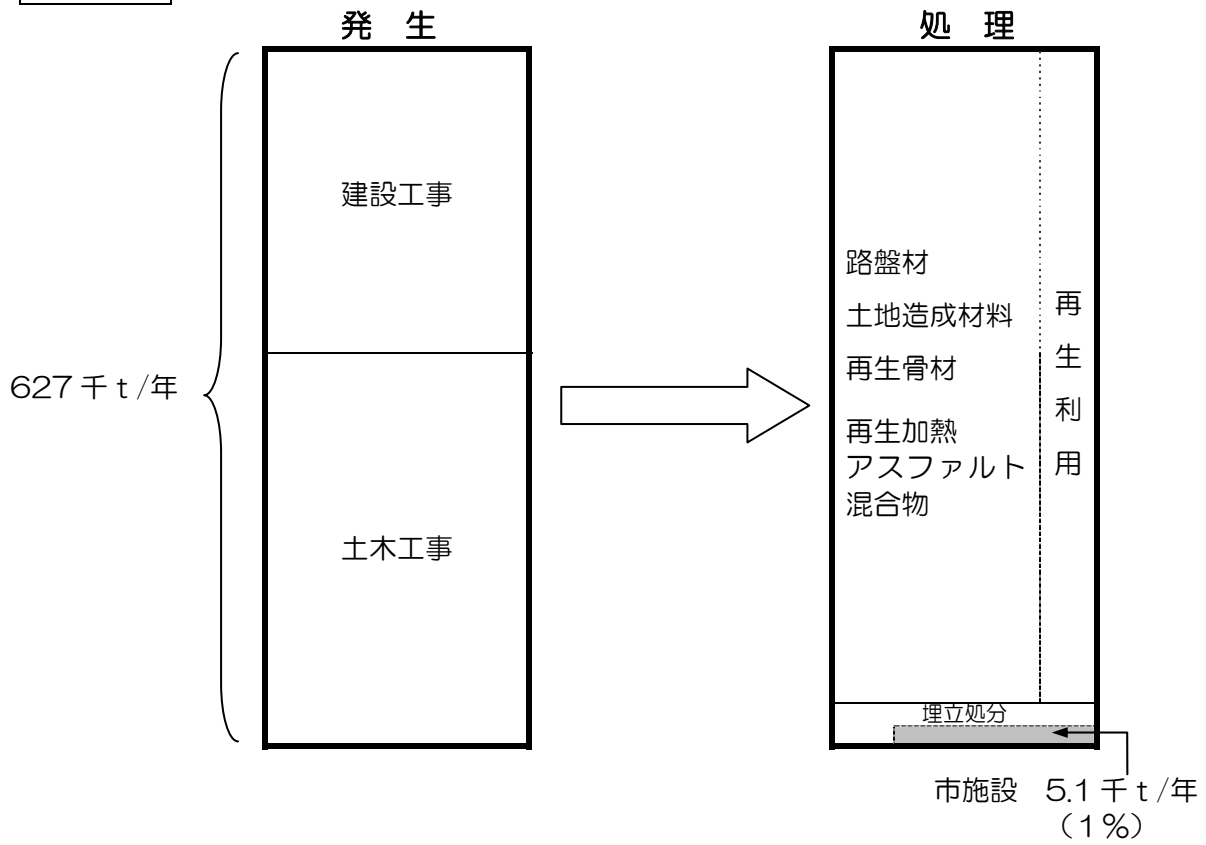


石膏ボード

(産業廃棄物)



がれき類



資料１－５：市内及び市周辺の民間受入施設の状況

（１）産業廃棄物に関する民間処理施設の状況

①アンケート調査の回収状況

有効発送数：175票 回収票数：93票 回収率：約53%

②産業廃棄物に関する民間処理施設の状況（市内）

	該当する告示 産廃品目	事業場数	処理能力 (t/年)	稼働率	余剰能力 (t/年)	処理料金 (円/t)
焼却施設	木くず、紙くず、繊維くず	3 (1)	約4万	(-)【注】	約0.4万	約25,000
がれき類 破碎施設	がれき類	11 (10)	約261万	約25%	約190万	約3,000
木くず 破碎施設	木くず	4 (3)	約14万	約50%	約5.3万	約21,000
石膏ボード 破碎施設	石膏ボード	1 (0)	約0.4万			
がれき類以外の 破碎等設備 (混合廃棄物の 破碎、選別 等施設)	がれき類以外の 混合廃棄物	19 (12)	約27万	約81%	約0.7万	約22,000

※ () 内は回答事業所数及びそのデータを示す

※処理能力 (t/年)：1日当たりの処理能力×320日により算出

※稼働率：処理実績/処理能力

※処理能力は、アンケート調査の回答を用い、未回収の事業場については、産業廃棄物「中間処理業」許可業者名簿の施設規模を用いて算出

※稼働率、余剰能力、処理料金はアンケート調査回答の集計結果

※【注】焼却施設の稼働率は1事業場からのデータのため無掲載

③産業廃棄物に関する民間施設の状況（市外）

		施設数	処理能力 (千t/年)	稼働率	受入余力 (千t/年)	処理料金 (円/t)
焼却施設	京都府	3	約130	約71%	約58	約30,000
	滋賀県	3				
	大阪府	2				
がれき類 破碎施設	京都府	15	約6,600	約31%	約3,180	約3,000
	滋賀県	5				
	大阪府	9				
木くず破碎 施設	京都府	3	約440	約52%	約98	約16,000
	滋賀県	5				
	大阪府	3				
石膏ボード 破碎施設	京都府	3	約53	約39%	約9,000	約21,000
	大阪府	4				
埋立処分場	京都府	1	—	—	—	20,000~ 30,000

施設数はアンケート回答数

〔受入条件〕

産廃品目	受入条件
各産廃共通	●分別されていること ●異物の混入がないこと ●有害物、アスベスト等の混入のないもの（または含有（0.1%未満など）の制限有り） など
紙くず	—
繊維くず （畳、じゅうたん等）	●大きさ、長さ制限あり
木くず	●塗料、防腐処理、防蟻処理したものは除く
がれき類	●大きさ制限あり
ガラス・コンクリート、陶磁器くず （石膏ボード含む）	●形状制限あり ●油分、塗料、水濡れは避ける
	など

（２）事業系一般廃棄物に関する民間施設の状況

処理品目		処理能力 （t/年）	処理実績 （t/年）	稼働率	受入余力 （t/年）	処理料金 （円/t）
剪定枝	市内 A社	約6,000	4,995	約83%	約1,000	約10,000
剪定枝	市内 B社	約13,000	2,957	約23%	約10,000	約10,000
厨芥類	市外 C社	約7,000	900	約13%	約6,100	約20,000
厨芥類	市外 D社	約16,000	—	—	—	—
厨芥類	市外 E社	約40,000	22,000	約57%	約18,000	約20,000

※処理能力（t/年）：1日当たりの処理能力×320日により算出

※稼働率：処理実績／処理能力

※稼働率、余剰能力、処理料金はアンケート調査回答の集計結果

〔受入条件〕

各廃棄物共通	●異物の混入がないこと
--------	-------------

(3) 専ら物に関する民間施設の状況

① アンケート調査の回収状況

有効発送数：146票 回収票数：39票 回収率：約27%

② 専ら物に関する民間施設の状況

専ら物の種類	事業場所在地	事業場数	処理能力 (t/年)	処理実績 (t/年)	稼働率	受入余力 (t/年)	買取価格 (円/kg)
古紙類	市内	14	約381千	約239千	約69%	約141千	約7
	市外	3	約144千	約34千	約46%	約110千	約5
空き缶等	市内	7	約213千	約3千	約93%	約210千	約106
	市外	1	—	約3千	—	—	—
びん類	市内	5	約163千	約106千	約52%	約57千	—
ペットボトル	市内	1	約96	約64	約67%	約57	約5
繊維類	市内	4	約480	約157	約41%	約300	無償引取

※処理能力 (t/年)：1日当たりの処理能力×320日により算出

※稼働率：処理実績／処理能力

※処理能力，稼働率，余剰能力，処理料金はアンケート調査回答の集計結果

〔受入条件〕

各専ら物共通	●トラック1台以上等一定量以上まとまって引き渡せること ●異物の混入がないこと
--------	--

資料１－６：他都市の事業系ごみの受入状況

（１）資源化可能廃棄物

調査した都市のうち６都市で、資源化可能な古紙類等の焼却施設での受入を停止にしている。一方、資源化可能な事業系ごみの受入施設を、市が積極的に用意している都市と、名古屋市のように古紙回収業者等の紹介を主としている都市がある。

表 資源化可能廃棄物の受入状況

	受 品 入 目 止	資源化可能な事業系ごみの市施設での受入状況								手 数 料 ご み 処 理	備 考
		古 紙 類	紙 く ず	び ん	缶	ボ テ ツ ト	木 く ず	チ ブ ツ ラ ス	軟 質 ク ラ ス		
札幌市	—	—	○	◇	◇	◇	○	○	●	130円/10kg	○：ごみ資源化工場(RDF) 90円/10kg ◇：中沼・駒岡資源選別センター 許可業者搬入のみ ●：札幌リサイクル公社(チップ化) 11,970円/t
仙台市	再生可能 な紙類 (H17.4～)	○	—	◇	◇	◇	—	—	—	100円/10kg	○事業系資源回収庫（環境事業所 3カ所 8,294 t） ◇葛岡・松森資源化センター 30円/10kg
千葉市	—	○	—	—	—	—	—	—	—	200円/10kg	○古紙回収庫（環境事業所、市役所等 9カ所 37.1 t）
川崎市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	120円/10kg	
横浜市	古紙類 (H15.12～)	—	—	—	—	—	—	—	●	130円/10kg	●：グリーンコンポスト(チップ化) 100円/10kg
さいたま市	—	○	—	◇	◇	—	—	—	—	170円/10kg	○：古紙回収ボックス（清掃センター等 5カ所 662 t 計量後） ◇：東部リサイクルセンター 100円/10kg
新潟市	リサイクル可能な 古紙類 (H17.10～)	—	—	—	—	—	—	—	—	120円/10kg	
静岡市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	73円/10kg	
浜松市	—	—	—	—	—	◇	—	—	—	50円/10kg	◇：南部清掃工場ペットボトル減容施設 30円/10kg
名古屋市	再生可能 な紙類 (H11.4～) 空きびん・缶 (H11.10～) ペットボトル、 発泡スチロール (H12.8～)	—	—	—	—	—	—	—	—	200円/10kg	
大阪市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	58円/10kg	
神戸市	—	—	—	◇	◇	◇	—	—	—	80円/10kg	◇：資源リサイクルセンター 40円/10kg
広島市	再生可能 な紙ごみ、 秘密文書 (H16.4～)	○	—	—	—	◇	—	—	●	98円/10kg	○：西部リサイクルセンター等 69円/10kg ◇：ペットボトル選別施設 69円/10kg（店頭回収分のみ） ●：植木剪定枝リサイクルセンター(チップ化) 69円/10kg
北九州市	資源化可能 な紙類、び ん、缶、 ペットボトル (H16.10～)	—	—	—	—	—	—	—	—	100円/10kg	
福岡市	—	○	—	—	—	—	—	—	●	140円/10kg	○：工場古紙回収（4清掃工場のステーション 755 t 計量後） ●：緑のリサイクルセンター(チップ化) 140円/10kg
京都市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100円/10kg	

(2) 告示産廃等の受入状況

告示産廃について、受け入れている都市は 12 都市であるが、民間施設の受入体制が整備された品目について、受入停止をしている都市が最近見られるようになってきている。

表 告示産廃の受入状況

	受入れている産業廃棄物													受入停止品目	停止理由等	
	紙くず		木くず		繊維くず		廃プラ類	動植物性残渣	ガラスくず・陶磁器くず		がれき類		燃え殻			その他
	建設系	非建設系	建設系	非建設系	建設系	非建設系			建設系	非建設系	建設系	非建設系				
札幌市	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	－	－	○	－	がれき類 (H17. 10～)	・ 民間受入施設が整備されたため
仙台市	－	－	－	－	－	－	○※ 1	○※ 2	－	－	－	－	－	－	※1 古紙 50%混入 ※2 賞味期限切れ食料品	
千葉市	○	－	○	－	○	－	－	○	○	○	－	－	○	－		
川崎市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－		
横浜市	－	－	－	－	－	○	－	○	－	－	－	－	－	－	建設木くず， 建設繊維くず (H15. 12～)	・ 民間受入施設が整備されたため
さいたま市	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－		
新潟市	○	○	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－		
静岡市	○	－	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	○	金属くず		
浜松市	－	－	－	－	－	－	○※ 3	－	－	－	－	－	－	－	※3 ペットボトル，弁当，箱等	
名古屋市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－		
大阪市	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－		
神戸市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	建設系及び 不燃系 (H14. 6～)	・ 民間受入施設が整備されたため
広島市	－	－	－	－	－	－	○	－	○ (石膏ボード)		－	－	－	－	廃プラ（発泡スチロール，ペットボトル） ガラスくず，ゴムくず がれき類 (H13. 4～) 燃えがら，汚泥 (H19. 4)	・ 埋立処分場が狭隘となったため ・ 民間処理施設が整備されたため ・ リサイクル可能となったため
北九州市	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	金属くず	資源化可能な 紙くず，木くず (H16. 10)	・ ごみ処理コストの削減 ・ 自己処理責任の徹底 ・ 資源化・減量化の促進
福岡市	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	－	○	－		
京都市	○	○	○	○	○	○	－	－	○	○	○	○	○	－		

資料２－１：持込ごみの減量に関し検討すべき課題

	検討課題	現状と対応の方向性
1	民間の受け皿の状況を踏まえた上での告示産廃の受入継続性の検討	○クリーンセンターでは木くず，埋立処分場では石膏ボードが多量に搬入されているが，安易な焼却・埋立は，循環型社会の推進に逆行するものである。「告示産廃」の制度は，かつて市内に処理施設が乏しかったことから中小企業対策として創設されたものである。産業廃棄物は本来，排出事業者責任で処理すべきであり，受皿となる民間施設が整備されることにより，本制度は役割を終えるといえるのではないか。 ○容易に資源化可能なものから，順次，市の施設での受入に関する条例・規則，告示を見直し，民間誘導を図るべきではないか。 ○建設リサイクル法の施行に伴い，京都市では，14年7月から木くず等の受入を制限し，資源化の容易なものは，すでに民間施設への誘導が進んだが，今後，さらなる資源化促進には，受入停止等も含めた新たな施策が必要となってきた。 ○埋立処分せざるを得ない資源化できない石膏ボードなどを受け入れできる管理型処分場は，府域では，京丹波町にある㈱京都環境保全公社の施設のみである。 ○現在，市内には民間の埋立処分場は全く無いことなど，受入制限に当たっては，受け皿施設の状況を踏まえ，慎重な対応が必要である。
2	資源化可能な事業系一般廃棄物の受入継続必要性の検討	○持込ごみ及び業者収集ごみに含まれる資源化可能な古紙，厨芥類（魚あら等），木くず（剪定枝，パレット）等は資源化施設への誘導及び受入施設の積極的な情報提供をすべきでないか。 ○他都市（横浜市，広島市，北九州市等）では，古紙や木くずを受入停止する動きが見られる。
3	民間による再資源化受け皿整備の支援，促進の検討	○民間施設での再資源化コストに比べ市の搬入手数料が安く，民間の新たな起業を疎外する要因となっていることから，搬入手数料や受入廃棄物の種類見直しが必要ではないか。 ○マテリアルリサイクルの困難な古紙等（複写伝票等）を既存の産廃処理施設で燃料化することも考えられる。

4	事業系の缶・びん・PETの処理対策	○京都市では分別された事業系の缶・びん・PETは、産業廃棄物として事業者責任で処理すべきとしている。 ○規模の大きいところから順次、分別排出・分別回収の指導を強化していく。 ○他都市（名古屋市、北九州市）では、民間施設での受入が順調な缶・びん・PETの市資源化施設での受入を停止する動きが見られる。
5	市関与による事業系厨芥類資源化施設整備の検討	○現行の食品リサイクル法では、産業廃棄物と同様に排出事業者責任のもと民間ベースでリサイクルを進めるとされているが、現状では、処理費用がクリーンセンターの2倍以上かかることもあり、当初予想していた程には取組が進んでいない。 ○市内には、現在厨芥類の資源化施設はなく、京都市からの搬出先としては、府内2施設、他府県1施設のみ。 ○食品リサイクル法の改正を踏まえ、将来的に、中小零細の事業系食品廃棄物については、市の資源化施設での受入についても検討する必要がある。

「本市が処分する産業廃棄物（告示）」の見直しについて

	現行の告示規定	現状及び検討事項
1 種 類	第 1 類 紙くず，木くず(竹，小片又は建具若しくは家具に係るものに限る。)及び繊維くず	○産業廃棄物である紙くずは，すでに民間ルートで資源化されており，この規定は不要ではないか。 ○繊維くずも解体工事から排出される畳や絨毯を除き，搬入されていないことから，この規定も見直すべきではないか。 ○民間受け皿施設の調査結果で，昨今，小片，建具，家具類の木くずでも受入れる傾向にあり，規定を見直すべきではないか。
	第 2 類 ガラスくず，コンクリートくず(小片に限る。ただし，工作物の新築，改築又は除去に伴って生じたものを除く。)，陶磁器くず及び第 1 類に掲げる産業廃棄物を焼却したもの	○第 2 類には，石膏ボードや外壁材，屋根材，グラスウール断熱材等も含まれており，東部山間埋立処分場での受入廃棄物の約 6 割が石膏ボードとなっている。今後，石膏ボードについては，高度成長時代の建築物の更新時期を迎えさらに大量の発生が見込まれる。 ○現在，石膏ボード及び焼却灰を処分できる施設は限られているが，市外では，石膏ボードの民間再資源化施設も設置されつつあり，民間施設の設置状況を踏まえ，長期的な市の方針を明確化した上で，受入制限を検討すべきではないか。 ○石膏ボード及び焼却灰以外は，安定型処分場で埋立処分が可能であり，市内には，1 施設も無いものの府内には，2 施設，滋賀県 11 施設等他府県では相当数の施設がある。
	第 3 類 がれき類（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 2 条第 6 項に規定する特定建設資材廃棄物に該当するものについては，小片に限る。）	○告示条文に該当するがれき類は，土のう袋に入れられたものが少量搬入される場合が多い。また，搬入されるがれき類のうち U 字溝やブロック片等民間の再資源化施設では，受入れ難いものも多い。

[条例等の廃棄物の受入に関する規定]

		条例	規則	告示
家庭ごみ 大型ごみ 事業系一般廃棄物	収集	第 17 条 (排出禁止物) 有害な廃棄物等 ㊦ →	—	一般廃棄物処理計画 (毎年告示) 収集運搬の概要の中で 「収集しない廃棄物」として規定
	処分	第 23 条 (一般廃棄物処理施設における廃棄物の受入基準) ㊦ →	第 11 条 (一般廃棄物処理施設における廃棄物の受入基準) 受入れないものを規定	一般廃棄物処理計画 (毎年告示) 受入基準として市の施設に「搬入してはいけない廃棄物」を規定
	手数料	第 35 条 (一般廃棄物処理手数料) 別表 1	第 36 条 (手数料等の徴収) ㊦ →	告示 第 493 号 粗大ごみの収集, 運搬及び処分に係る手数料
告示産業廃棄物	処分	第 22 条 (本市が行う産業廃棄物の処理) ㊦ →	第 9 条 (本市が処分する産業廃棄物) ㊦ →	本市が処分する産業廃棄物 (S47.3.31 告示) 紙くず, 木くず等
	手数料	第 37 条 (産業廃棄物の処分に要する費用) 別表 3	第 36 条 (手数料等の徴収)	

㊦ : 条文中の「別に定める」規定

資料3. 今後のスケジュール（案）

	審議内容	調査等
第1回 (5/22)	これまでの論点整理と議論の方向について 調査内容の説明	
第2回 (8/3)	調査内容に基づく減量化対策の検討① 調査結果の概要と市の施設での受入の あり方について	
		○排出事業者の意向調査 ○収集運搬許可業者の意向 調査 ○調査結果の解析 ○再生利用可能量等の算定
第3回 (9月中旬)	調査内容に基づく減量化対策の検討②	
第4回 (10月中旬)	調査内容に基づく減量化対策の検討③中 間報告とりまとめ	
第41回 本 会 (11月中旬)	部会からの中間報告について	
第5回 (12月初旬)	事業系ごみ減量化へ向けた，経済的イン センティブの模索について①	
第6回 (12月末)	事業系ごみ減量化へ向けた，経済的イン センティブの模索について②	
第7回 (1月中旬)	事業系ごみ減量化へ向けた，経済的イン センティブの模索について③	
第8回 (2月中旬)	最終報告とりまとめ	
第42回 本 会 (3月中)	部会からの最終報告を踏まえた答申の内 容について	



3月末 答 申

参考資料

1. 主な持込ごみ
2. 今後、京都市で発生が予想される廃石膏ボード（解体時）の排出量（試算）

1. 主な持込ごみ（写真）

参考資料

（1）クリーンセンター

〔家具類〕



〔ソファー〕



〔木くず〕



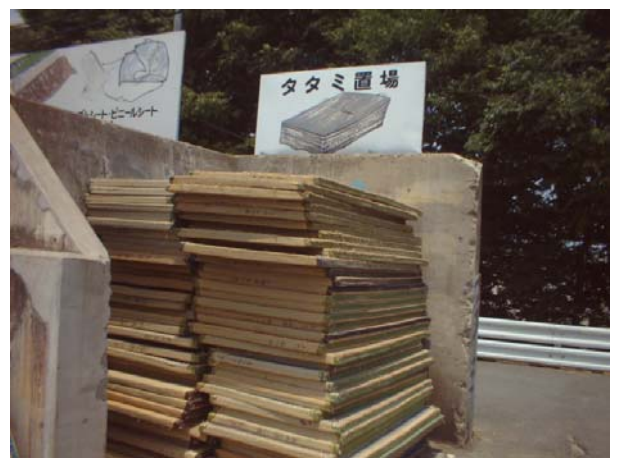
〔剪定枝等〕



〔書類〕



〔畳〕



(2) 東部山間埋立処分場
〔石膏ボード (新築)〕



〔石膏ボード (解体)〕



〔外壁材 (サイディング)〕



〔波板スレート〕



〔グラスウール〕



〔コンクリートくず〕



〔アスファルトルーフィング〕



〔ALC板 (ヘーベル板)〕



2. 今後、京都市で発生が予想される廃石膏ボード(解体時)の排出量(試算)

参考資料

